

保護者様

幼保連携型認定こども園

しらゆり幼稚園

下記の場合は学校において予防すべき感染症であり、他の園児に感染するおそれのある間は、出席停止の対象となります。出席停止期間の基準は次のとおりです。登園の際は、医師に下記の「治癒証明書」を記入していただき、園に提出してください。

種	病 名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
第二種	中東呼吸器症候群	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	特定鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)	
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 【治癒証明不要】	
	百日咳	
	麻しん	
	流行性耳下腺炎	
	風しん	
	水痘	
	咽頭結膜熱	
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 【治癒証明不要】	
第三種	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで 「その他の感染症」は、必要があれば園医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができます。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、専用の【出席停止経過報告書】を提出してください。

主治医様

(お願い)お手数とは存じますが、学校保健管理の指導上必要なので、記入をお願いいたします。

治癒証明書

組 氏名

上記の園児の _____ は治癒しており、月 日より登園してもさしつかえありません。

令和 年 月 日

幼保連携型認定こども園

しらゆり幼稚園長 様

医療機関名

医師氏名